

ホテルグランドパレス
ご宴会・催事規約



当ホテルでは、宴会場のご利用に関して、以下のように定めておりますのであらかじめご了承のうえご協力賜りますようお願い申し上げます。

1. 利用時間と延長料金

宴会場のご利用は、設営から撤去までを含め、契約時間内に終了していただきますようお願いいたします。所定の時間を超過した場合は、追加室料を頂戴することになります。ただし、次の宴会場使用時刻との関連で、ご利用時間の延長に応じられない場合もございますのでご了承ください。

2. ご予約金

宴会場のご予約時にご予約金をお支払いいただきます。ご予約金の金額はホテルより提示させていただきます。

3. 前払金

ホテルより提示いたしました見積金額を、原則として施設ご利用当日の7日前迄にお支払いいただきます。

4. 取消料

すでに、いただいたご予約をお取消になる場合には、原則として下記の取消料を頂戴いたします。なお、手配等により費用が発生しました場合には、下記取消料の他に実費諸費用をお支払いいただきます。また、ご利用の日の変更に関しましては変更料をお支払いいただく場合がございます。

お取消の日	会食の場合	会議・展示会の場合
ご利用当日の120日前から60日前迄	ご予約会場の食事室料の全額	ご予約会場の会議室料の20%
ご利用当日の59日前から20日前迄	見積金額の30%	見積金額の30%
ご利用当日の19日前から10日前迄	見積金額の50%	見積金額の50%
ご利用当日の9日前から前日迄	見積金額の80%	見積金額の80%
ご利用当日	見積金額の100%	見積金額の100%

5. 有料人数の確認

お料理などを用意する人数（以下、有料人数と称します）を原則として施設ご利用当日の7日前迄にホテルの係員にご連絡ください。それ以降はすべて手配が完了いたしておりますので、ご宴会開催日に出席されたお客様の人数が有料人数より減少した場合でも、有料人数分の料金を頂戴いたします。

6. 装飾・余興などの手配

- (1) ご宴会などに関する装飾、音楽、余興などにつきましては、ホテルより指定業者に手配させていただきます。お客様がホテル指定業者以外の業者に直接依頼される場合は、ご宴会などを円滑に運営するため、事前にホテルの了解を得たうえでご手配ください。
- (2) ホテルの了解のもとにお客様が直接ご依頼されたホテルの指定業者以外の業者が行うご宴会などに関する装飾、音楽、余興などの機器および材料の搬入、搬出また看板などのサイズ、その取り付け方法、設置場所、設置時間などにつきましては事前にホテルの係員にご連絡のうえお打合せください。ホテルにご連絡のない場合は撤去をお願いする場合がありますのでご了承ください。

7. 損害賠償

お客様（お客様側のすべての関係者を含みます）およびお客様が直接ご依頼された業者の方々はホテル施設、什器備品など破損しないよう充分ご注意ください。もし、上記物件に破損などを生じさせた場合は、その修復に関してホテル指定業者がこれを行いその経費の一切をご負担いただきます。また、その破損などの事故により、ホテルの営業に支障をきたした場合は、損害賠償金をご負担いただきますのでご了承ください。

8. 解約

ご宴会などに出席されるお客様が次の各事項に該当した場合、またはこの“ご宴会・催事規約”に違反なされた場合は宴会などのお申込をお断りするか、または既にご予約いただいた場合でも解約をさせていただきますのでご了承ください。

(1) お客様が次のイ～ハに該当すると認められるとき

- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員または暴力団関係者その他の反社会的勢力
- ロ 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
- ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

(2) 法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき。

(3) 他のお客様に著しい迷惑を及ぼす行為をしたとき。

9. 宴会場での各種ご会合について

ホテルの公共性からホテル内では、冠婚葬祭を含め様々な目的に添った会合のご予約をお受けいたしておりますので、このことをご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

10. 禁止事項

次の各項目につきましては禁止事項となっておりますので、ご遠慮くださいますようお願いいたします。

- ①法令または公序良俗に反する行為や他のお客様のご迷惑になる言動
- ②ご予約時のご利用目的以外のご利用
- ③発火または引火性の物品など危険物の持込み
- ④犬（盲導犬・介助犬・聴導犬を除く）・猫・小鳥などの愛玩動物、家畜類の持込み
- ⑤悪臭を発するなど他のお客様のご迷惑になるものの持込み
- ⑥備付品などの移動
- ⑦その他法令で禁じられている行為